

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄 殿

提出者 後 藤 誠 司

賛成者 江 花 圭 司

〃 田 中 和加子

〃 関 本 美樹子

〃 上 野 利一郎

〃 菊 地 とも子

〃 長 澤 勝 幸

〃 五十嵐 吉 也

〃 佐 藤 忠 孝

議会案第 8 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による
十分な就学支援を要請する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学 支援を要請する意見書

東日本大震災から５年が経過した。東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に国による就学支援等が行われており、平成２８年度は８０億円が予算化されている。

この交付金は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校、各種学校に対して自治体の実施している既存の就学支援事業等において、震災により対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を国が全額国費で負担・支援するものである。

交付金事業で支援を受けている子どもの数は全国で、平成２３年度は６７,６３９人、平成２４年度５８,３５２人、平成２５年度５２,２８７人、平成２６年度４７,４６３人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成２７年度で終了し、平成２８年度からは「復興・創生期間」となった。

平成２８年３月１１日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とある。

福島県内外で避難生活を送る子どもたちの中には、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいる。

こうした状況を踏まえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、平成２９年度以降においても「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行うなど行き届いた支援が保障されるよう強く要請する。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き平成２９年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算の確保を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 16 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄

【意見書提出先】

財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	高市	早苗	様
文部科学大臣	馳	浩	様
復興大臣	高木	毅	様